

## 1. 26加山裁判大阪高裁判決

### ～優生保護法問題の全面解決を求める関西集会 決議

本日、大阪高裁は、「不良な子孫の出生防止」を目的に掲げた旧優生保護法は、個人の尊厳や法の下での平等を保障した憲法に違反するとし、国の責任を厳しく断じました。そして、正義・公平の立場から除斥期間の適用を制限し、国に損害賠償を命じました。一昨年2月22日および昨年3月23日の判決に続いて、大阪高裁としての司法の正義と良心が示されたものと考えます。

国は、この判決を重く受け止め、決して上告をすることなく、原告らの被害回復に早急に取り組むべきです。原告の方々は御高齢で、これまでに全国で提訴された38人のうち、既に5人が亡くなりました。一刻の猶予も許されません。

私達は、改めて、優生保護法問題の全面解決に向けて、国に対して、「謝罪せよ！補償せよ！同じ過ちを繰り返すな！」と訴えます。

国は、旧優生保護法のもとで、障害を理由に「不良」との差別的な烙印を押して人としての尊厳をそこない、心身に多大な苦痛を負わせ、子どもを生み育てるか否かの意思決定の自由を暴力的に奪いました。同時に、社会の中に、障害者を劣ったものとみなす優生思想を広く植え付けてきたのです。国は、その責任を明確に認め、被害者に謝罪することを求めます。

そして、期限を設けることなしに、被害をこうむった人すべてに対して被害に見合った補償を行ってください。障害等を理由に不妊手術や子宮・卵巣・睾丸の摘出、放射線照射を受けさせられた人達、障害ゆえに中絶を強いられた人達、手術を受けた人の配偶者に対して、謝罪し補償することを求めます。国の責任で、今も声を上げることができない多くの被害者を掘り起し、その被害と人権の回復を早急に行ってください。

また、二度と同じ過ちを繰り返さないために、被害実態や優生政策の全容を明らかにし、被害当事者を含めた第三者による検証を行うよう要望します。そして、障害者に対する差別・偏見をなくするための教育・啓発等の施策の実施、及び、すべての人々の「性と生殖に関する健康・権利」を保障するための支援の充実を強く求めます。

この優生保護法問題は、決して過去の問題ではありません。私達がこれからどのような社会を目指すのかを照らし出す問題です。生産性や能力の有無により人間の生命に格付けをし、選別・排除していく優生思想は、今も、社会の隅々に根深く存在します。私達は、これと対峙し、全ての人の尊厳が守られ、差別のない社会を目指すことをここに決議します。

2024年1月26日

「優生保護法被害の全面解決を求める関西集会」参加者一同  
優生保護法問題の全面解決を求める全国連絡会（優生連）